令和元年12月市議会定例会 提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

1. はじめに

(1) 新本庁舎の全面開庁を迎え

天皇陛下におかれましては、このたびの即位礼正殿の儀により、ご即位を公に宣明されましたことに、あらためまして、市民を代表してお祝い申し上げますとともに、天皇皇后両陛下の末永い御健勝と皇室の弥栄を心からお祈り申し上げます。

本市におきましては、明治23年に本市最初の庁舎が開庁して以来4代目となる新本庁舎が先月5日に全面開庁いたしました。総合防災の拠点となる新本庁舎は、大地震時の倒壊を防ぎ庁舎機能の継続的な利用ができるよう免震構造を採用し、最新の情報機器を導入した災害対策本部室を備えるなど、災害から命を守る市政を推進するための機能強化を図っています。また、5つの建物に分散していた庁舎を集約するとともに、各種手続を一元的に対応する総合窓口の創設、来庁者をサポートするコンシェルジュの配置、庁舎のバリアフリー化などにより、市民サービスの一層の向上を図っています。さらに、市民交流機能を設け、多くの人が行き交い賑わいにあふれるまちづくりにも寄与する庁舎としていま

す。また、先月19日には、新本庁舎で初めてとなる災害対策訓練を行い、新たな機材の操作方法や、救援物資の運搬、避難所設営などの手順を確認するとともに、情報収集や共有の仕方などの課題を整理し、防災拠点としての機能を高めることができたと考えています。

今後とも市民の皆様の暮らしと安心・安全を支える拠点施設として、 次の世代、将来まで愛される庁舎となるよう、職員一同が一丸となって 市民サービスの向上に邁進してまいります。

2. 重要施策の推進

(1)保健所整備について

平成30年4月に中核市へ移行し、本市のみならず鳥取県東部の住民の保健衛生を担う鳥取市保健所は、現在、さざんか会館と鳥取県東部庁舎で業務を行っています。駅南庁舎の所管部署が新本庁舎へ移転したことを受け、駅南庁舎に保健所と保健センター、子育て支援部門を集約し、健康づくりと子育て支援の総合拠点として整備することとしており、令和2年5月7日の業務開始に向けて整備を進めてまいります。

(2) 旧本庁舎及び第二庁舎の解体について

長年にわたり市政の拠点としてその役割を担ってきた旧本庁舎と第 二庁舎に関しましては、9月定例会において、安全面や周辺環境への影響などを考慮し、できるだけ早い時期に解体撤去するという考えを申し上げました。これを踏まえ、安全面、維持管理面、環境面等の総合的な 検討を速やかに行うために、本議会において実施設計に要する経費を予算計上し、早期の解体撤去に向けて準備を進めることとしています。

3. 安心で安全なまちづくり

(1)台風19号などの災害対応

記録的な大雨となった台風19号などにより、東日本を中心に河川の 氾濫による浸水や土砂崩れなど甚大な被害が発生いたしました。本市は、 被害が大きかった長野県飯山市や長野市、福島県郡山市に職員を派遣す るとともに、要請を受け飲料水5000リットルや保存食を配送し、被 災された地域の皆様が平穏な生活を取り戻せるよう取り組みました。本 市においても、林道や農業用施設、公共施設等が損壊する被害に見舞わ れたことを受け、安心・安全を最優先に考え、速やかに対応する予算を 計上するなど、一日も早い復旧に向け全力で取り組んでいます。

(2) 災害・防災体制について

台風19号などにより、全国各地で河川氾濫など浸水による被害が拡大したことを受け、災害時に備え日頃から被災想定区域等の情報が確認できるハザードマップの重要性をあらためて認識したところです。そこで本市では、各戸に配布するハザードマップの更新とあわせ、危険箇所や避難場所の情報をパソコンやスマートフォンで表示できる地図情報システムなどを導入し、様々な情報伝達手段を構築することで市民の皆様の安心・安全の確保に万全を期すこととしています。

(3) CSF(豚コレラ)対策について

平成30年9月に岐阜県において国内では26年ぶりとなるCSF (豚コレラ)が発生して以来、東海・北陸地方を中心に感染が拡大しており、本市においても対策が必要であると考えています。

そこで、鳥獣捕獲許可を受けた狩猟従事者に対し、主な感染経路である野生イノシシについて、本年11月から来年2月末までの狩猟期を対象とした奨励制度を創設し捕獲を強化することで、感染の未然防止を図ってまいります。

4. 賑わいあるまちづくり

(1) 冬場の鳥取砂丘の賑わい創出

砂の美術館の「第12期展示」は、山陰道・鳥取西道路の開通効果に加え、10連体となった大型のゴールデンウィークもあり、今年4月から11月末までの入館者数が441,028人となり、第6期展示以来の50万人達成が期待できる状況となっています。この好調な流れをさらに加速させるため、今月7日から3Dプロジェクションマッピングを活用して砂像の魅力をさらに高めるとともに、鳥取砂丘を幻想的な光で彩る鳥取砂丘イリュージョンとの相乗効果で冬場の観光客の集客を図ってまいります。

(2) 鳥取砂丘西側エリアの活性化

美しい夕日を望む絶好のロケーションを有している鳥取砂丘西側エ

リアは、東側エリアと一体的に活性化を図ることが急務であり、本市が保有する旧砂丘荘・旧青年の家の跡地を活用し、国内外から多くの人を呼び込む宿泊施設等を誘致して、エリアの魅力を高める取り組みを進めています。10月には「鳥取砂丘西側市有地活用促進事業の公募型プロポーザル」による提案募集を開始し、本年度中に事業者を決定する予定としています。この施設を拠点に鳥取砂丘西側エリアの活性化を進め、鳥取砂丘一帯の賑わい創出に繋げていきたいと考えています。

(3)環日本海地域との交流強化

9月から今月5日にかけて運航されている鳥取砂丘コナン空港と台湾の「台中空港」や「台湾桃園国際空港」を結ぶインバウンドチャーター便の好調もあり、本市に訪れる外国人観光客数は増加しています。

このような中、10月27日に米子市で開催された、日本、中国、韓国、ロシアの4か国10都市の代表者10名が一堂に会した第25回環日本海拠点都市会議に出席しました。この中で各都市の交流の推進と協力体制の強化や、経済だけでなく、文化やスポーツなど多方面で積極的に交流を推進することなど活発な意見が交わされました。来年1月には、次期開催都市の韓国浦項(ポハン)市の提案により、実務者レベルでの協議会も開かれることとなり、さらなる環日本海経済圏の発展に繋がることと期待しております。

5. 生活環境の充実

(1) 学校環境の改善

私の公約に掲げておりました、小・中・義務教育学校普通教室のエアコン整備の進捗につきましては、11月末現在で58校中35校の設置が完了し、年度内の設置に向け概ね計画どおりに進んでいます。また、校舎の長寿命化事業と一体的に取り組んでいる湖東中学校のエアコン整備につきましても、来年夏までの設置に向けて、エアコン設備を前倒しで整備することとし、これにより、全ての児童、生徒の健康や学習環境の改善に繋がるものと考えています。

(2)公共工事の発注の平準化

社会資本の整備・維持や災害対応など地域の「守り手」として役割を担っている建設業は、近年の建設投資の減少や競争の激化等により、経営環境の悪化や、現場の技能労働者の減少など構造的な課題に直面しています。これを踏まえ本市では、翌年度実施する工事の入札契約等の手続きを年度内に前倒し、発注件数の少ない新年度の早期に着工できる「債務負担行為」を設定することで、本市建設業者の経営の効率化や雇用の安定化を図るとともに、公共工事の品質の確保に寄与するものと考えています。

6. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し

上げます。

議案第154号から議案第160号までは、一般会計及び特別会計並びに企業会計の補正予算でありまして、ただいま申し述べました施策に関連した経費などを計上しております。

議案第161号は、人事院勧告等を踏まえ、一般職及び特別職の職員 の給与等を改定するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第162号は、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、旧氏の 印章でも印鑑登録を行うことができるようにするために、関係する条例 の一部を改正するものです。

議案第163号は、児童福祉施設及び認定こども園の職員配置並びに 特定地域型保育事業者の連携施設に関する特例措置の適用期限を5年 間延長するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第164号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育士配置に係る特例及び連携施設の確保に係る特例を5年間延長するとともに、所要の整理を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第165号は、鳥取市立城北保育園が民営化することに伴い、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第166号は、民法の一部改正に伴い、鳥取市営住宅に係る連帯保証人の保証する限度額の設定及び入居者の費用負担義務の明確化を行うとともに、所要の整理を行うため、関係する条例の一部を改正する

ものです。

議案第167号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行を受け、欠格条項について所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第168号は、鳥取市河原町屋内ゲートボール場を廃止するに当たり、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第169号から議案第174号までは、指定管理者の指定に関する議案です。厳正な審査の結果、鳥取市福部町ほっとスイミングプールの指定管理者として、株式会社エヌ・エス・アイを指定するなど7施設について指定管理者を定めるため、それぞれ必要な議決を求めるものです。

議案第175号は、用瀬町総合支所耐震補強及び大規模改修・増築(建築)工事請負契約の締結について、必要な議決を求めるものです。

議案第176号は、鳥取市立浜坂小学校屋内運動場増改築(建築)工事請負契約の締結について、必要な議決を求めるものです。

議案第177号は、鳥取市立修立小学校校舎増築(建築)工事請負契約の変更について、必要な議決を求めるものです。

報告第28号は、令和元年8月2日に、公用車が訪問先のブロック塀に接触し破損させた事故の損害賠償額及び和解について、令和元年10月4日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第29号は、住宅新築資金貸付金の債権に係る訴えの提起につい

て、令和元年10月11日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第30号は、令和元年9月6日に、かんろ保育園の駐車場において、公用車が駐車中の相手方車両に接触し、相手方車両を破損させた事故の損害賠償額及び和解について、令和元年11月1日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第31号は、令和元年9月19日に、賀露町北四丁目地内の市道を除草作業中、草刈り機で石を跳ね、駐車していた相手方車両を破損させた事故の損害賠償額及び和解について、令和元年11月8日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第32号は、住宅新築資金等貸付金の債権に係る訴え提起前の和解について、令和元年11月8日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第33号は、住宅新築資金等貸付金の債権に係る民事調停について、令和元年11月11日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第34号は、令和元年7月19日に、湖山町北二丁目地内の店舗の駐車場において、公用車と相手方車両が接触した事故の和解について、令和元年11月15日に専決処分しましたので報告するものです。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、その概要を説明申し 上げました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。